

石川県森林公園インフォメーションセンター展示等リニューアル業務(設計・施工)
委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

石川県森林公園は、昭和48年の開園以来、県民が家族連れで気軽にレジャーを楽しめる公園として、スポーツやレクリエーションの場として親しまれ、多くの方々に利用されてきた。そのうち、インフォメーションセンターについては、森林公園の案内・情報発信の場としてはもちろん、展示や体験学習の場、各種イベントの場、休憩の場として利用されているところであるが、展示等の設備・内容については平成14年の供用開始から20年が経過し、徐々に時代やニーズに合わなくなってきた。

そこで、施設の魅力向上と学習機能の充実を図るため、インフォメーションセンターの展示内容を、「森林科学」(森林の公益的機能、木材、林業、環境問題など)をテーマにリニューアルし、学校や地域の学びの場として、社会見学の拠点となることを目指す。

2 委託事業の概要

(1) 名称: 石川県森林公園インフォメーションセンター展示等リニューアル業務

(2) 業務内容: ①展示物実施設計

②展示工事

③施設環境整備

※詳細は「石川県森林公園インフォメーションセンター展示等リニューアル業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間: 委託契約締結の日から令和5年3月24日(金)まで

(4) 提案上限額: 24,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること

(2) 石川県競争入札参加者資格(物品の部)のうち分類番号 24(企画展示広告・映画・室内デザイン類)の登録があること

(3) 過去15年間(平成19年度から令和3年度まで)に元請け(ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。)として、国又は石川県もしくは石川県内の市町が発注者である展示工事の設計又は施工実績を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 公告日から契約締結の日までの期間において、石川県において指名停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は法第2号第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(8) この事業に係るプロポーザルに参加しようとする者は、他の共同体の構成員でないこと。

4 プロポーザル審査の手続等

(1)スケジュール

令和4年9月5日(月) : 公示

9月9日(金)午後5時 : 質問書の提出期限 ※1週間程度を目安に回答

9月21日(水)午後5時 : 参加申込書提出期限

9月29日(木)午後5時 : 提案書提出期限

10月上旬～中旬(予定): 審査会

10月中旬～下旬(予定): 選定結果通知・公表、契約手続き

(2)質問の受付及び回答

この実施要領及び業務委託仕様書に関する質問を次のとおり受け付け、回答する。なお、審査及び評価に関する質問は受け付けない。

①提出期限 令和4年9月9日(金) 午後5時まで

②提出方法 質問票(様式1)をメールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。

※口頭によるものは一切対応しない

③回答方法 回答は、メールにより質問者に通知する。実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者を公表しない形で、随時、石川県のホームページ(公募情報の掲載ページ)にて閲覧に供する。

(3)参加申込書等の提出

提案書を提出する意思がある場合は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

①提出期限 令和4年9月21日(水) 午後5時まで

②提出書類 下記書類を1部提出すること。

ア 参加申込書(様式2)

イ 類似業務受注実績調書(様式3)

ウ 会社の概要等(様式4)

③提出方法 持参または郵送のこと ※郵送の場合は提出期限までに到着するように送付すること。

(4)提案書等の提出

①提出期限 令和4年9月29日(木) 午後5時まで

②提出書類 下記書類を10部提出すること。 ※社名あり2部、社名なし8部

ア 企画提案書【様式任意:A4横、横書き】

イ 配置図(展示等の配置平面図)【様式任意】

ウ 提案見積書【様式任意:A4横】

エ 業務実施工程表(設計、製作、設置等の工程)【様式任意】

オ 業務実施体制【様式任意:A4版】

③留意事項

ア 本プロポーザルは、展示等リニューアル業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な計画・設計作業は、契約後に提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ、発注者と

協議の上、開始することとする。本実施要領に記載された事項以外の内容を含む提案書については、無効とする場合があるので、注意すること。

- イ 企画提案書は、1事業者につき1提案とする。
- ウ 提案書は、文章で簡潔に記載すること。また、文字の大きさは12ポイント以上とすること
- エ 提案書内に、平成19年度から令和3年度まで(過去15年)に、国又は石川県もしくは石川県内の市町において、展示工事に関する業務を履行した実績の記載を含めること。
- オ 見積金額は、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能は積み上げ方式とすること。また、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- カ 記載の内容については、提案者が特定されるような表現、ロゴ等は使用しないこと
- キ 提出後における提案書の内容変更、差し替え又は再提出は認めない
- ク 以下の内容を基本としつつ、様々なアイデアを多く盛り込むこと。

【展示物実施設計】

- ・空間全体のテーマやコンセプトを明確にするとともに、個別の展示についても内容やねらいを掲載すること。
- ・主に小学生向けの社会見学の拠点を目指していることから、子どもが学び、楽しめる展示を意識すること。
- ・空間の利活用にあたっては、子どもはもちろん高齢者や障がい者等にも配慮したものとすること。また、展示品の構造・デザインは、ユニバーサルデザインと操作性、安全性に配慮されていること。
- ・空間を外と一体にして広く利用する場合もあるため、物を固定せず、動かせるようにしておき、県民の展示やイベント活用等、空きスペースとして自由な利用ができるようにすること。
- ・現在、この空間は展示だけでなく、休憩スペースとしても利用されているので、休憩できる要素も残しておくこと。
- ・施設環境整備で作成する壁についても、単なる壁とするのではなく、何らかの活用方法を提案すること。なお、壁の仕上げについては、周囲と調和するよう配慮し、提案書で素材についても言及すること。
- ・現在の展示については、総入れ替えして問題ない。新たな展示に必要なものは活用して構わないが、不要なものはすべて処分すること。

【展示工事】

- ・スペースを有効活用し、森林科学を学ぶ拠点としてふさわしい数・内容を提案すること。また、内容に石川県森林公園ならではの展示物(園内の施設や生物、植物に関連するもの等)を含めること。
- ・展示物には、単に見るだけでなく、触れられるものも含め、展示物の製作にあたっては、県産材を積極的に用いること
- ・A1サイズ展示パネル(木工パネル)30種の製作を含めること。また、パネルデータについても、修正可能な形式で合わせて納品すること。パネルの内容(文章および写真)については、委託者が提供するが、その他の構成・編集作業、説明文に必要なイラストの手配等は受託者が行うこと。
- ・VR 体験コーナーを設置し、県が別途制作する VR コンテンツ(解像度4K 以上の 360° 映像が計4本)の視聴環境を設置するための必要な機材(ヘッドマウントディスプレイ、ヘッドフォン、その

他簡易な視聴スペースの構築等)を提案し、手配すること。また、設置された機材が問題なく稼働するようコンテンツのセッティングも行うこと

・ヘッドマウントディスプレイ(ゴーグル)については、小学生でも視聴可能となるよう単眼のものを2台以上準備することとし、提案書に導入予定機材の概要を添付すること。また、学習用に大人数が視聴できるよう、別途視聴機材につなげられる移動可能なディスプレイ(65インチ以上)も手配すること。

【施設環境整備】

・現在、間仕切りで区切られている体験学習室と情報資料室(現在は事務所として利用)の間に壁を作成し、適切な場所に入口(木製・片開き扉)を2か所設けること。

・工事の発生材や現在の展示で不要となったものについては、すべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理すること。

④提出方法 持参または郵送のこと ※郵送の場合は提出期限までに到着するように送付すること。

(5) 企画提案書等の審査

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、石川県森林公園インフォメーションセンター展示等リニューアル業務審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、提案事業者の出席による審査を行う。

①日時及び場所 参加申込書提出者に対し、別途通知する。

②実施方法

- ・出席者は、1事業者3人以内とし、本件を受注した際に業務を主として担当する者が出席すること。
- ・プレゼンテーション等の時間は、1者につき30分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とする。内容は、企画提案書等に基づくものとし、追加の資料配布(追加提案)は禁止とする。
- ・パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンテーションを行う場合は、電子データを事前に用意し、事務担当者あてに審査会前日午後5時までメールで送付すること。
- ・機材等(プロジェクター、スクリーン及びパソコン)は石川県にて用意するが、提案者側でプレゼンテーション用の機器等を用意する場合は、あらかじめ事務担当と相談すること。なお、提案者が持参する機器等をプレゼンテーションで用いる場合、設定等準備の時間はプレゼンテーションの時間に含むものとする。
- ・プロポーザル参加者は、他の参加者のプレゼンテーション、質疑応答を傍聴することはできない。

③その他 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、プレゼンテーション等は中止とする場合がある。中止の際は、企画提案書等の書類審査のみとする。

(6) 提案書を選定するための選定基準

- ・下記の評価項目に従い、審査会において提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、審議の上、最も優れた提案者を優先交渉権者として選定する。
- ・優先交渉権者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、次点の者を優先交渉権者とする。
- ・提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。

【評価項目】

評価項目		評価の着目点	配点
業務実績	実績	・業務を効果的かつ確実に遂行するために必要な同種の業務実績があるか	10
業務遂行能力	業務実施体制	・業務実施にあたり十分な実施体制を整えているか	10
	工程計画の妥当性	・業務を遂行するために具体的かつ現実的な工程計画が提案されているか	10
提案内容	コンセプトとの確性	・事業目的を理解しており、コンセプトは事業目的に沿っているか ・県から示した基本的内容（実施要領及び仕様書等）に添った適切な企画になっているか	20
	多様性と空間活用	・展示の種類が多様であり、魅力的かつ効果的な空間活用をしているか	15
	展示内容	・独自性・新規性のある提案や工夫がなされているか ・各展示内容のねらいが明確で来場者の好奇心を刺激するものとなっているか ・子どもでもわかりやすく親しみやすい内容となっているか	25
	経費の妥当性	・企画内容と比較して経費の見積は適当か ・ランニングコスト及びメンテナンスに配慮するための工夫がされているか	10
合計			100

5 選考結果通知

選考結果通知については、本プロポーザルに参加した全ての者に対して通知するとともに、業務委託候補者を石川県ホームページに掲載する。

なお、審査内容及び各事業者の提案内容、見積額等については非公表とし、審査結果に対する質問、異議等は一切受け付けない。

6 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と、契約内容及び見積金額に係る協議を行い（提案書の趣旨を逸脱しない範囲内内容変更等を含む。）協議が整い次第、速やかに見積りを徴収し、石川県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって提案書に記載された全内容を承認するものではない。

なお、優先交渉権者と契約が成立しない場合は、次点の者と契約の協議を行う。

7 失格事項

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) プレゼンテーション等に出席しなかった場合
- (6) 見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

8 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (4) 提出された書類は、本事業以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (6) 委託期間中に、業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (7) 業務内容に応じて、実務経験10年以上の実績がある者を配置すること。
- (8) 採択された提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (9) 審査委員会の審査内容については開示しない。
- (10) 情報公開の請求に応じて、提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51条)に定める単位に限る。
- (12) 現地視察が必要な場合は、公園管理者である石川県森林公園事務所(☎076-208-3035)に連絡し、公園利用者の妨げにならない範囲で行うこと。
- (13) プロポーザルの参加申込後に提案を辞退する場合は、書面(様式は任意)により行うこと。
- (14) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

10 書類提出及び連絡先

石川県庁 観光戦略推進部観光企画課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
電話:076-225-1133(直通) FAX:076-225-1129
メールアドレス:e200100@pref.ishikawa.lg.jp